

令和 6 年度

これからの消防団のあり方検討会

報告書

令和 7 年 2 月

これからの消防団のあり方検討会

はじめに

消防団は「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、住民有志により組織されています。

神戸市では、各消防署の管轄区域と同じくして消防団が設けられており、10消防団（225分団・班）で構成され、定員は4,000人となっています。

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、消防団員の多くが自らも被災したにもかかわらず、消火活動や倒壊家屋の下敷きになった住民の救助活動などに従事しました。震災の教訓から市内全ての消防団に小型動力ポンプや防災資機材が配備され、地域防災力の向上が図られました。

また、平成23年に発生した東日本大震災後には「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年12月13日法律第110号）が、公布・施行され、消防団を将来にわたり地域防災力の中核として欠くことが出来ない代替性のない存在と位置づけられました。そのような中、令和6年1月1日には石川県能登地方を震源とする地震が発生、また、令和6年8月8日に宮崎県日向灘を震源とする地震により南海トラフ地震臨時情報が初めて発表されるなど、大規模地震の発生が懸念されています。

しかし、全国的に消防団員数は、令和6年4月1日現在746,681人と10年前の平成26年4月1日の864,347人から10万人以上減少しており、神戸市においても全国と同様の減少傾向にあります。

その要因としては、少子高齢化による人口減少の進展による担い手不足、職業のサラリーマン化により地域活動へ充てる時間の減少及び若者の地元への帰属意識の希薄化などが考えられます。また、コロナ禍により地域活動が減少したことが大きく影響していると思われます。

そこで、消防団員の意識調査を行い、若者や女性を含めた消防団員の確保のため、消防団員が活動しやすい組織づくりや地域における防災の中核を担う消防団のこれからについて検討し、更なる充実と強化を図ることを目的とした「これからの消防団のあり方検討会」を開催し、消防団長・支団長一同で議論を進めてきたところです。

今後は、この本会の検討結果について、我々消防団は、それぞれの地域に応じた形で推進するとともに、消防局におかれましても、諸施策の検討に役立てていただくことを望み、巻頭言とします。

令和7年1月

これからの消防団のあり方検討会

会長 穴田 泰久

目次

第1章 消防団員の入団促進

- 1 これまでの入団促進の取り組み・・・・・・・・・・ 1
 - (1) これまでの入団促進策
 - (2) 消防団員の意識調査
- 2 入団促進に関する検討・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 地域に応じた入団促進
 - (2) 機能別消防団員
 - (3) 新たな入団促進の取り組み
 - (4) 様々なコミュニティへの入団促進の働きかけ
 - (5) 神戸市消防団協力事業所等表示制度
- 3 まとめ・・・・・・・・・・ 5

第2章 消防団活動の負担軽減

- 1 神戸市消防団小型ポンプ操法大会・・・・・・・・ 6
- 2 年末消防特別警戒・・・・・・・・・・ 7
- 3 まとめ・・・・・・・・・・ 7

第3章 やりがいの創出（活動・資機材・被服等）

- 1 消防団活動（訓練等）の意義などの理解・・・・・・・・ 8
- 2 市街地消防団による消火活動・・・・・・・・・・ 8
- 3 阪神・淡路大震災や能登半島地震の教訓による新たな資機材の導入・・ 9
- 4 消防団員の個人装備品等の整備・・・・・・・・・・ 10
- 5 まとめ・・・・・・・・・・ 10

第 1 章

検討項目 1 「消防団員の入団促進」

1 これまでの入団促進の取組み

(1) これまでの入団促進策

神戸市の消防団では、これまで以下のような入団促進の取組みにより、政令市の中でもトップクラスの充足率で消防団員を一定数確保してきました。しかし、近年の消防団員数の減少状況から、更なる入団促進の取組みを進めていく必要があります。

- ・女性消防団員の採用（平成13年～）
- ・勤務地要件の追加（平成19年～）
- ・消防団協力事業所表示制度の運用開始（平成21年～）
- ・在学地要件の追加（平成22年～）
- ・学生消防団活動認証制度開始（平成28年～）
- ・緊急対応団員制度の運用開始（平成30年～）

(2) 消防団員の意識調査（参考資料2参照）

消防団員の意識調査のためにアンケートを実施したところ、1,166人から回答がありました。

入団促進に関するアンケート項目のうち、効果的な入団促進の取組みとしては、消防団員等からの声掛けや女性や若手への入団促進、防災訓練・防災イベントの実施、HP等のSNSでの広報などが挙げられています。



【入団促進動画】



【VRコンテンツ】



【入団促進チラシ・ポスター】

2 入団促進に関する検討

(1) 地域に応じた入団促進

消防団は、管轄する区域の広さや人口のほか、風習やしきたり、自治会や財産区との関わりなどの違いがあり、一律の入団促進策は馴染まない面もあると考えています。これまで消防団員は地域住民のみで分団や班を構成してきましたが、減少している現状を踏まえると、地縁によらない入団など、あらゆる方策により入団促進を行う必要があります。

今後も各消防団の取組みを参考に、神戸市の消防団全体で入団促進に取り組んでいきたい。そのためには、各消防団において、消防団組織の概要や必要性などの説明を丁寧におこない地域住民や管内の事業所、大学等に働きかけを行っていきます。

また、分団・班の区域や器具庫・詰所の配置は変更せず、各消防団の定員を確保し、地域防災力の充実強化を図っていきます。



【消防団器具庫・詰所】

(2) 機能別消防団員

神戸市では、災害活動に限定した活動を行う「緊急対応団員制度」を平成30年4月に創設し、消防団を退団した者で消防団員経験20年以上の経験を有する者若しくは消防職員を退職した者を入団要件としています。

検討会において、広報や重機等の活動のみを行う機能別消防団員の採用をしてはどうか、また、緊急対応団員の「消防団を退団した者で団員経験20年以上」という要件について、経験年数を短くしてはどうかという意見がありました。また、あらゆる活動を行う基本団員と災害活動を行う緊急対応団員で充足させるべきと考えるので、現状は新たな機能別団員についての採用を望みません。また、緊急対応団員についても、経験年数の短縮によるメリットがあまりなく、要件の変更も望みません。

今後も、災害対応を行う基本団員としての再入団や緊急対応団員での入団について働きかけを継続して実施していきます。

また、消防局においても、消防職員OBに対し、消防団入団の働きかけを継続して実施していただくようお願いします。

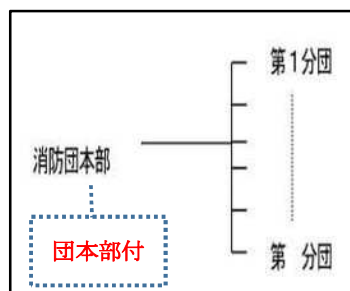
(3) 新たな入団促進の取組み

ア 消防団本部付け、支団本部付けの消防団員配置

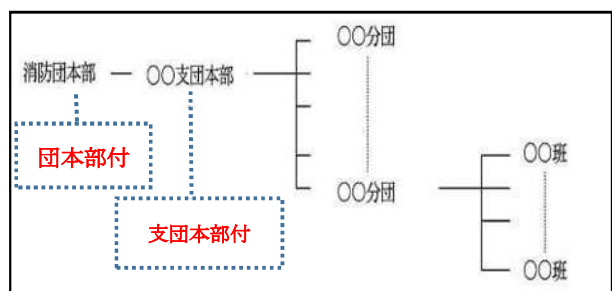
これまで消防団組織は、消防団本部は消防団長・副団長等の役員で構成され、消防団員は居住する地域を管轄する分団に所属することを基本とし、災害出動や地域活動の支援を実施してきました。

しかし、女性消防団員や学生の消防団員を採用するにあたり、当該消防団員を消防団本部や支団本部付けとしている消防団もあり、組織の構成や運営についても柔軟に対応しています。平日昼間の対応強化や事業所との連携強化のため、管内の事業所に声掛けを行い 10 数名の入団希望者を消防団本部付けとしている消防団もあります。

地縁によらない入団策として、各消防団において、これまでの消防団組織の構成にとらわれず、地域に馴染みのない者が入団を希望した場合や事業所の従業員、大学等の学生等について、消防団本部や支団本部へ配置するなど柔軟な組織構成となるよう進めていきます。



【消防団の組織】



【北・西消防団の組織】

イ 消防団及び支団の定員に関する運用について

平成 29 年 4 月 1 日から、消防団又は支団の定員が充足している場合であっても、入団希望者がいる場合は、過員（10 人まで）として入団できるものとして各消防団長と消防長が申合せを行い運用しています。

消防団員の入団促進及び定員の充足のため、この過員 10 人を超える運用ができないかという意見があり検討を行いました。

地域防災力の維持のためには、消防団員の確保は非常に重要であるので過員の上限を定めず、神戸市全体で 4,000 人の定員に近づくよう入団促進を行っていきます。

(4) 様々なコミュニティへの入団促進の働きかけ

各消防団の取り組みとして、婦人会や地域のバレーボールチームに声掛けを行い複数の女性が入団した事例や管内の事業所に対して声掛けを行い従業員が入団した事例、地域の祭りに参加する若手に声掛けを行い入団した事例があります。また、消防団員が小中学校に赴き防災教育を行ったところ、父兄の方が入団した事例もあります。

その他、大学へ出向いて消防団組織の説明会の開催や就農者への声掛けを行うよう検討している消防団もあり、従来の地縁による入団だけでなく、様々なコミュニティへの入団促進の働きかけを継続して行う必要があります。今後もこれらの入団促進の働きかけを行っていきます。



【神戸まつりや各種イベントでの入団促進活動】



【消防出初式での広報、ポンプ操法披露、放水演技】



【学校での防災教育、ジュニアチームの指導、イベントでの救急講習】

(5) 神戸市消防団協力事業所等表示制度

神戸市では消防団員の確保及び活動環境改善を図る目的で平成 21 年 3 月から「神戸市消防団協力事業所等表示制度」の運用を開始しています。

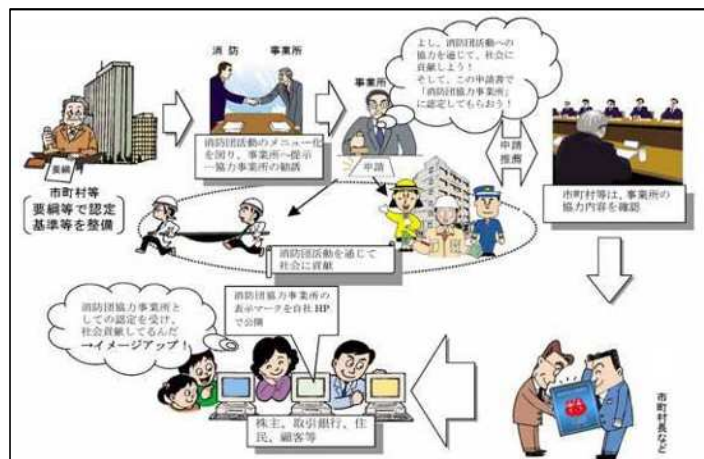
これは従業員や学生が消防団員として2名以上入団している場合や災害時に資機材等の提供を行うことや訓練場所を提供するなど協力していただける事業所等を認定し登録するものです。

この消防団協力事業所への支援策として、公共工事の入札を行う際に、より高い等級の公共工事への入札に参加できる可能性が生まれる優遇制度を行っていますが、従業員の消防団への入団に関して、事業所にも更なるメリットが必要と考えています。

他県では、入札の優遇制度以外に事業所の法人事業税などを減税している事例もあり、新たな支援策を消防局において調査、研究願います。



【協力事業所表示証】



【制度のイメージ】

(総務省消防庁ホームページから引用)

3 まとめ

- (1) 全ての災害対応を行う基本団員と消防職・団員OBである緊急対応団員で、新たな入団促進策などの取組みにより、消防団の定員4,000人を目指すと同時に、分団・班の体制を維持し、地域防災力の充実強化を図る。
- (2) 消防団員を消防団本部や支団本部に配置することや各消防団の定員を超えた消防団員の配置（過員配置）など、柔軟な運用を行い神戸市全体の防災力の向上を図る。
- (3) 他県では、入札の優遇制度以外に事業所の法人事業税などを減税している事例もあり、新たな支援策を消防局において調査、研究願いたい。

第 2 章

検討項目 2 「消防団活動の負担軽減」

1 神戸市消防団小型ポンプ操法大会

神戸市の消防団小型ポンプ操法大会は、阪神・淡路大震災を契機に神戸市内の全消防団に小型動力ポンプが整備されたことを受け、消防団の連携を高め、消防技術の向上と団員の士気高揚を図り、消防活動の強化に寄与するとともに、安心安全なまちづくりを推進することを目的に平成10年度から実施してきました。消防団の負担軽減の観点から平成15年度からは隔年開催に変更し、令和4年度に第15回の大会を開催しました。

操法の内容としては、小型動力ポンプを使用して65mmホース1線（3本）延長操法により放水を実施するもので、北・西消防団以外の各消防団は1隊、北・西消防団については各支団1隊が出場しています。

これまでも事前訓練における訓練場所や時間の確保、参加消防団員の調整など、ポンプ操法大会に向けた訓練が負担であるとの声もあります。

また、消防団員のアンケート結果においても負担であるという意見が多くあります。

神戸市消防団小型ポンプ操法大会について、負担と感ずるかとのアンケート項目では、「特に負担」と答えた方が39%で「概ね負担」と答えた方が32%と7割を超える消防団員が負担と感ずていると結果が出ています。

小型動力ポンプの取扱いについては、毎月の点検や住民への訓練指導、分団ごとの訓練やこれまでの大会で十分に習熟できており、消防団員からは従来のポンプ操作や放水訓練だけではなく、救助活動や水防活動に必要な訓練を行いたいとの声もあります。

令和7年度に実施予定の神戸市消防団小型ポンプ操法大会について、当初の目的である小型動力ポンプの取扱いを概ね達成したこと、負担軽減の観点及び多様な訓練を実施するために、一旦「休止」とします。

なお、今後は各消防団において、災害を想定した実践的な訓練や火災現場での放水を想定した消防署との連携訓練など実施内容を検討していきます。



【神戸市消防団小型ポンプ操法大会の様子】

2 年末消防特別警戒

消防団による年末消防特別警戒は、例年12月26日から31日までの期間に分団詰所を開設するとともに地域の各所をパトロールし、市民の安全を確保し安心して新年を迎えることができるよう実施しています。

しかし、消防団員のうちサラリーマンの割合が7割を超えている状況を踏まえると、若手・女性が入団しやすく活動しやすい環境づくりのためには年末警戒の活動についても見直しにより負担軽減や入団促進につなげていくことが必要です。

消防団員のアンケート結果からは、原則 22 時までとした年末警戒時間について、「ちょうどよい」という回答が67%となっています。

今後も年末警戒は、地域の実情に合わせた内容としますが、原則 22 時までとするなど、負担軽減を踏まえた計画を作成し実施していくこととします。



【消防団による年末消防特別警戒の様子】

3 まとめ

- (1) 神戸市消防団小型ポンプ操法大会について、当初の目的である小型動力ポンプの取扱いを概ね達成したこと、負担軽減の観点及び多様な訓練を実施するために、一旦「休止」する。

なお、今後は各消防団において、災害を想定した実践的な訓練や火災現場での放水を想定した消防署との連携訓練など、実施内容を検討する。

- (2) 年末消防特別警戒は、各消防団（支団）において、原則22時までとするなど、負担軽減を踏まえた計画を作成し警戒にあたる。

第 3 章

検討項目 3 「やりがいの創出」 (活動・資機材・被服等)

1 消防団活動（訓練等）の意義などの理解

消防団の業務は、災害の現場においては、消火、人命の救助、救急業務、避難誘導、警戒区域の設定、群衆の整理、飛火の警戒、搬出物品の保護を行うものとされており、その業務を行う上で訓練は非常に重要と捉えている。

また、災害は多様化しており、消防団員には、より実践的な訓練が必要と思われる。

そのためにも消防団幹部は、訓練・研修、会議の場などにおいて、所属する消防団員に対して、消防団の必要性や訓練の意義を機会あるごとに伝え、理解してもらうことが必要であり、ひいては消防団活動のやりがいにつながるのではないかと考えます。



【放水訓練】



【水防訓練】



【救急講習】



【救助訓練】



【震災対応訓練】

(河川の取水)

2 市街地消防団による消火活動

阪神・淡路大震災以前は、北、西以外の市街地消防団では、原則として消火用資機材を配置せず、火災時には消防署の支援活動を中心としてきました。震災以降は、地震の教訓を踏まえ、市街地の消防団に消火用資機材を配置し、消火活動を実施できる体制を整備しました。

神戸市消防団火災現場活動要領の消火活動要領において、北、西の消防団は、小型動力ポンプを運用しての消火活動となるが、その他の消防団は配置されている小型動力ポンプを火災現場に搬送することなく、消火活動は消防隊とのサポートによるものされています。

しかし、市街地での火災現場では、現場警戒や群衆の整理が中心となっていますので、大規模地震災害による火災対応を考えると、今後は消火活動を行うため、消防署と連携した事前訓練や安全管理の研修が必要と考えます。

3 阪神・淡路大震災や能登半島地震の教訓による新たな資機材の導入

阪神・淡路大震災や能登半島地震など大規模災害が発生すると、同時多発的に災害が発生し、さらに家屋の倒壊等により常備消防の現場到着までに時間を要する場合もあることから、地域に密着した消防団が果たす役割は大きくなっています。

阪神・淡路大震災以降、バールや油圧ジャッキなどの救助用資機材が各分団に整備されるなど、消防団の救助能力の向上が図られてきました。

今後は、この度の能登半島地震の教訓も踏まえながら、消防団員が比較的容易に使用できるコンクリート等破壊器具（ストライカー）など新たな資機材の導入を検討し、要救助者をより迅速に救出できるよう救助能力の強化を図ることが必要と考えられます。

さらに、能登半島地震の発生により、災害時における被害状況の把握など情報収集体制の強化の必要性が再認識されており、運用可能な消防団においてドローンなど新たな技術の導入について検討願います。

また、これら消防団資機材を災害時に有効に活用するためには訓練等が必要であり、実践的な訓練内容の検討など、消防団員のやりがいの創出にもつながるよう消防団で取り組んでいきます。



【救助用資器材】



【コンクリート等破壊器具】



【ドローン】

4 消防団員の個人装備品等の整備

消防団員へは活動服や防火衣など個人装備品が貸与されており、これらの個人装備品が充足していることは、安全に消防団活動を行うために必要です。

については、活動服、防火衣及び防寒衣など、消防団員の個人装備品についても、経年劣化等を考慮しながら整備・更新されるよう、さらに環境整備が進められることを望みます。

また、必要な個人装備品の内容が、活動状況や在庫保有状況により各消防団でさまざまであることを踏まえ、更新等にあっては消防団員の声が反映されるよう消防局において検討願います。



【防火衣】



【活動服】



【雨衣（黄色）】

5 まとめ

- (1) 消防団員に訓練の必要性や意義を理解してもらうとともに、消防署との連携訓練や大規模地震災害による火災対応や救助訓練を検討する。
- (2) 震災の教訓から、情報収集用のドローンや建物からの救助活動に活用するコンクリート破壊器具等の整備を検討願いたい。
- (3) 活動服や防火衣等の個人装備品について、経年劣化を考慮した更新とするほか、各消防団の実情等を踏まえた環境整備が進められるよう検討願いたい。